

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の七 (略)</p> <p>六の八 (クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の九 (略)</p> <p>六の十 六の十四 (略)</p> <p>七 二十六の四 (略)</p> <p>二十六の五 <u>メタン</u>スルホニルクロリド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十六の六 (略)</p> <p>二十六の七 二十六の十一 (略)</p> <p>二十六の十二 <u>ニール</u>メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。</p> <p>ただし、ニールメルカプトエタノール〇%以下を含有するものを除</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の六 (略)</p> <p>六の七 <u>ニール</u>クロロ一・ニールプロパンジオール及びこれを含有する製剤</p> <p>(新設)</p> <p>六の八 <u>五塩化</u>磷及びこれを含有する製剤</p> <p>六の九 六の十三 (略)</p> <p>七 二十六の三 (略)</p> <p>二十六の四 <u>ホスゲン</u>及びこれを含有する製剤</p> <p>(新設)</p> <p>二十六の五 <u>メチル</u>シクロヘキシル一四一クロルフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル一四一クロルフェニルチオホスフエイト一・五%以下を含有するものを除く。</p> <p>二十六の六 二十六の十 (略)</p> <p>二十六の十一 <u>ニール</u>メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤</p>

く。

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十四 (略)

二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコ

ール酸三・六%以下を含有するものを除く。

二十五～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (114) (略)

(115) |

ニ・ニ・ニートリフルオロエチル | 「(S) | シアノ
ニ・ニ・ニメチルプロピル」カルバマート及びこれを含有する製剤

(116) | (略)

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十三 (略)

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。

(新設)

二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール五%以下を含有するものを除く。

二十六～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (113) (略)

(114) ニートリデセンニトリルと三トリデセンニトリルとの混合物
(ニートリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ
、三トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するもの
に限る。) 及びこれを含有する製剤

(新設)

(115) |

ニ・ニ・ニトリメチル | シクロペンテンアセトニトリル
一〇%以下を含有する製剤

(117) |
| (177) |
| (略)

三十三〜八十 (略)

八十の二 ビス(二―エチルヘキシル) || 水素 || ホスファート及びこ
れを含有する製剤。ただし、ビス(二―エチルヘキシル) || 水素 ||
ホスファート二%以下を含有するものを除く。

八十の三 (略)

八十の四〜八十の六 (略)

八十一〜八十五の四 (略)

八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタナン及びこれを含有する製
剤

八十五の六 (略)

八十五の七 二―セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する

製剤

八十五の八 (略)

(116) |
| (176) |
| (略)

三十三〜七十九 (略)

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

(新設)

八十の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル) || O―エチル || ホス
ホロジチオアート(別名カズサホス) 一〇%以下を含有する製剤。
ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル) || O―エチル || ホス
ホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の三〜八十の五 (略)

八十一〜八十五の三 (略)

八十五の四 t―ブチル || (E)―四―(一・三―ジメチル―五―フ
エノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル) ベンゾア
ート及びこれを含有する製剤。ただし、t―ブチル || (E)―四―
(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンア
ミノオキシメチル) ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。

(新設)

八十五の五 N―ブチルピロリジン

(新設)

八十五の六 二―t―ブチル―五―(四―t―ブチルベンジルチオ)
―四―クロロピリダジン―三(二H)―オン及びこれを含有する製

八十五の九〜八十五の十一 (略)
八十六〜九十八 (略)

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

九十八の四 (略)

九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。

ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。

九十八の六 (略)

九十八の七〜九十八の十二 (略)

九十九〜百の十五 (略)

百の十六 二―メルカプトエタノール〇%以下を含有する製剤。た

だし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

百の十七 (略)

百の十八 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)

剤

八十五の七〜八十五の九 (略)

八十六〜九十七 (略)

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

(新設)

(新設)

九十八の二 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五%以下を含有するものを除く。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

九十八の四 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤

九十八の五〜九十八の十 (略)

九十九〜百の十四 (略)

百の十五 二―メトキシ―三・二―ベンゾジオキサホスホリン―二―スルフィド及びこれを含有する製剤

(新設)

百の十六 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十七 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)